

電力需給約款

【市場連動型プラン】

株式会社ビーエイブル

目次

第1条	適用	6
第2条	電力需給約款および料金の変更.....	6
第3条	用語の定義	7
(1)	電力会社.....	7
(2)	一般送配電事業者	7
(3)	高圧標準.....	7
(4)	特別高圧.....	7
(5)	契約電力.....	7
(6)	常時供給電力.....	7
(7)	予備電力.....	7
イ)	予備線.....	7
ロ)	予備電源	8
(8)	期間および時間帯別区分	8
イ)	夏季	8
ロ)	その他季	8
ハ)	ピーク時間	8
ニ)	重負荷時間	8
ホ)	昼間時間	8
ヘ)	夜間時間	8
ト)	休日	8
(9)	消費税等相当額.....	8
(10)	需要場所	8
(11)	供給地点	8
(12)	電灯	9
(13)	小型機器	9
(14)	動力	9
(15)	付帯電灯	9
(16)	力率	9
(17)	接続供給	9
(18)	最大需要電力.....	9
(19)	給電指令	9
(20)	託送料金	9
(21)	J E P X	10
(22)	電力需給契約.....	10

第4条	契約の申込み等	10
第5条	供給形態	11
(1)	全量供給	11
(2)	部分供給	11
第6条	単位および端数処理	11
第7条	計量に関する取扱い	11
第8条	常時供給電力	12
(1)	契約電力	12
(2)	料金	12
イ)	基本料金	13
ロ)	電力量料金	13
ハ)	事業運営費	13
(3)	附帯サービス	13
第9条	予備電力	14
(1)	契約電力	14
(2)	料金	14
イ)	予備線に係る基本料金	14
ロ)	予備電源に係る基本料金	14
ハ)	力率割引及び割り増し	14
第10条	契約超過金	15
第11条	部分供給形態における電力未使用月の扱い	15
第12条	電気料金の算定および支払条件	15
(1)	電気料金	15
(2)	電気料金の算定期間	15
(3)	日割計算	15
(4)	支払方法	16
(5)	請求額の通知	16
(6)	支払期日	16
(7)	支払い遅延の際の措置	16
(8)	支払過誤の場合の措置	16
(9)	異議申立ての期間と対処方法	17
第13条	保証金	17
第14条	お客様の協力	17
(1)	力率の保持	17
(2)	立ち入り業務への協力	17
(3)	電気の使用に伴うお客様の協力	17

(4)	施設場所の提供.....	18
(5)	保安等に対するお客さまの協力.....	18
(6)	需要情報の通知.....	19
(7)	託送供給等約款の遵守.....	19
第 15 条	供給の停止.....	19
第 16 条	給電指令の際の措置.....	20
第 17 条	契約の変更または解約.....	21
(1)	契約電力の変更.....	21
(2)	契約の解約.....	21
(3)	料金の改定.....	21
第 18 条	工事費等の負担.....	21
(1)	供給開始に伴う工事費等負担.....	21
(2)	契約変更に伴う工事費等負担.....	22
(3)	設備の位置変更に伴う工事費等負担.....	22
(4)	契約電力の変更または契約を解約する場合の工事費等負担.....	22
(5)	その他の工事費等負担.....	22
(6)	工事費等の費用負担の申し受け.....	22
第 19 条	損害賠償.....	22
(1)	損害賠償.....	22
(2)	損害賠償の免責.....	23
(3)	設備の賠償責任.....	23
第 20 条	不可抗力.....	23
(1)	不可抗力による免責.....	23
(2)	不可抗力による解約.....	23
第 21 条	契約不履行.....	23
第 22 条	当社の義務違反等によるお客さまの契約解除権.....	24
第 23 条	お客さまの義務違反等による当社の契約解除権.....	24
第 24 条	管轄裁判所.....	25
第 25 条	連絡体制.....	25
第 26 条	守秘義務.....	25
第 27 条	契約終了後の取扱い.....	26
第 28 条	暴力団排除に関する条項.....	26
第 29 条	託送清算.....	27
附則	29
第 1 条	電気料金についての特別措置（再生可能エネルギー発電促進賦課金）.....	29
イ)	再生可能エネルギー発電促進賦課金単価.....	29

ロ)	再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間.....	29
ハ)	再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量.....	29
ニ)	再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定.....	29
ホ)	再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置.....	29
第2条	容量拠出金割当料金.....	30
(1)	容量拠出金割当料金の算定.....	30
イ)	容量拠出金.....	30
ロ)	容量拠出金割当料金.....	30
ハ)	容量拠出金割当基礎額.....	30
ニ)	容量拠出金割当基礎額単価.....	30
ホ)	容量拠出金割当基礎額の対象となる容量拠出金.....	30
へ)	容量拠出金割当調整額.....	31
ト)	容量拠出金割当調整額単価.....	32
チ)	容量拠出金割当調整額の対象となる容量拠出乖離額.....	32
リ)	容量拠出金割当料金に対する個別の対応.....	33
ヌ)	電力需給契約が終了した場合における容量拠出金割当料金の取扱い.....	33
(2)	適用期間.....	34
第3条	契約期間の更新時の対応.....	34
第4条	本約款の適用.....	34
別表	35
1	再生可能エネルギー発電促進賦課金	35
(1)	再生可能エネルギー発電促進賦課金単価.....	35
(2)	再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用.....	35
(3)	再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定.....	35
2	進相用コンデンサ取付容量基準	36
(1)	照明用電気機器.....	36
(2)	誘導電動機.....	37
(3)	電気溶接機（使用電圧 200 ボルトの場合といたします。）.....	37
(4)	その他.....	38
3	契約容量および契約電力の算定方法	38
4	使用電力量の協定	38
1	過去の使用電力量による場合.....	38
2	使用された負荷設備の容量と使用時間による場合.....	38
3	取替後の計量器によって計量された期間の日数が 10 日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。.....	38
4	参考のために取り付けた計量器の計量による場合.....	39

5	公差をこえる誤差により修正する場合	39
5	日割計算の基本算式	39
6	容量拠出金割当料金	40
	(1) 容量拠出金割当料金の算定	40
	(2) 適用期間	45

電力需給約款

第1条 適用

- (1) この電力需給約款（以下「本約款」といいます。）は、小売電気事業者である株式会社ビーエイブル（登録番号:A0828）（以下「当社」といいます。）がお客さまの需要に応じて電力を供給する場合における供給条件を定めるものです。
- (2) 法改正等により約款の規定の一部が無効になっても、該当部分以外の条文には影響を及ぼさないものとします。
- (3) 本約款に定めのない事項については、関連法令、一般送配電事業者（第3条に定義。以下、同様。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件の条件等を記載した書面に従うものとします。

第2条 電力需給約款および料金の変更

- (1) 一般送配電事業者の定める託送供給等約款が改定された場合、または法令・条例・規則等の改正により本約款を変更する必要がある場合その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、あらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせし、お客さまから異議の申し出がないときは、契約期間中であっても供給条件は変更後の電力需給約款によります。
- (2) 消費税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、供給条件および電力需給契約に定める料金を変更します。この場合、契約期間中であっても、供給条件は変更後の電力需給約款によります。
- (3) 上記(1)、(2)にかかわらず契約期間中に本約款が変更された場合、契約更新時には変更後の電力需給約款を適用します。また、変更後の電力需給約款は、当社が指定するインターネット上のWebサイトへのアップロードその他の当社が適切と判断する方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）によりお知らせします。
- (4) 本約款の変更等その他の電力需給契約の変更にともない、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付（(6)に基づいて情報通信技術を利用する方法により代替する場合を含み、以下「書面交付」について同様とします。）および契約変更後の書面交付を行う場合、当社は以下の方法により行うことができるものとします。
 - イ) 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適当と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ロ) 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約変更年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号のみを記載します。
- (5) (4)の定めにかかわらず、本約款の変更等その他の電力需給契約の変更が、法令の制定

または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の電力需給契約の実質的な変更を伴わないものである場合には、電気事業法その他の関係法令等に基づくお客さまへの供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すれば足りるものとし、かつ、同法その他の法令に基づく説明書面および変更後の書面交付についてはこれを行わないものとします。

- (6) 当社は、電気事業法その他の関係法令等に基づく書面交付について、お客さまが登録した連絡先に対し電子メール（SMS サービスを含みます。）を送付する方法または当社所定のウェブサイト等にて開示の上閲覧に供する方法（なお、いずれの場合も PDF ファイル形式またはインターネットブラウザソフトを利用する形式とします。）等その他の情報通信の技術を利用する方法にて行うことができるものとし、お客さまはあらかじめこれを承諾するものとします。

第3条 用語の定義

以下の言葉は、本約款においてそれぞれ以下の意味で使用します。

(1) 電力会社

需要場所を供給区域とする旧一般電気事業者をいいます。旧一般電気事業者とは、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、中部電力ミライズ株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社および沖縄電力株式会社（事業の譲渡、合併、または会社分割等によって高圧および特別高圧の電力お客さまに対する小売供給に係る事業を継続した会社を含みます。）をいいます。

(2) 一般送配電事業者

需要場所を供給区域内とする送電線・変電所などを維持、運用する事業者をいいます。

(3) 高圧標準

電圧 6,000 ボルトをいいます。

(4) 特別高圧

標準電圧 20,000 ボルト以上の電圧をいいます。

(5) 契約電力

お客さまが契約上使用できる最大電力をいいます。

(6) 常時供給電力

お客さまに常時供給する電気をいいます。

(7) 予備電力

お客さまの常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給に当てるために、予備電線路により供給される電気をいい、以下の 2 種類があります。

イ) 予備線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合。

ロ) 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合。

(8) 期間および時間帯別区分

イ) 夏季

毎年7月1日から、9月30日までとします。

ロ) その他季

毎年10月1日から、翌年6月30日までとします。

ハ) ピーク時間

夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間を指します。ただし、電力会社が休日等に定める日の該当する時間を除きます。

ニ) 重負荷時間

夏季の毎日午前10時から午後5時までの時間を指します。ただし、電力会社が休日等に定める日の該当する時間を除きます。

ホ) 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間を指します。ただし、ピーク時間または重負荷時間および電力会社が休日等に定める日の該当する時間を除きます。

ヘ) 夜間時間

ピーク時間または重負荷時間および昼間時間以外の時間を指します。

ト) 休日

一般送配電事業者が託送供給等約款で定める休日を指します。

(9) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税ならびに地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。なお、別段の定めが無い限り、「消費税率」とは消費税の税率および地方消費税の税率の合計を指すものとします。

(10) 需要場所

電力需給契約において当社とお客さまとの協議によりあらかじめ定める、当社が電気を供給するお客さまの需要地点をいい、原則として、以下のように取り扱います。

イ) 1 構内または 1 建物を 1 需要場所とします。なお、構内とは、柵（植木を含む）、塀溝、その他の客観的な遮断物によって明確に区画された区域をいいます。また建物とは、主となる屋上、屋根が他の構造物から独立し、明瞭に単独と見なせる構造物をいいます。

ロ) イ)にかかわらず、隣接する複数の構内の場合で、一般送配電事業者および当社が 1 需要場所と認める場合、1 需要場所とします。

(11) 供給地点

電気の供給が行われる地点をいい、一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さ

まの電気設備との接続点とします。

(12) 電灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます）をいいます。

(13) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所において単相で使用される、電灯以外の低圧（標準電圧（100ボルトまたは200ボルト）をいいます。）の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(14) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(15) 付帯電灯

動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。なお、その他これに準ずるものとは、動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。

イ) 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯

ロ) 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯

ハ) 現場作業員のために必要な浴場、食堂または医療室の電灯

ニ) 当該作業場の案内のために使用する電灯

(16) 力率

その月の毎日 8 時 00 分から 22 時 00 分までの時間における平均力率をいいます。なお、平均力率の算定において、瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とします。

(17) 接続供給

当社がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、当社が一般送配電事業者から受ける電気の供給をいいます。

(18) 最大需要電力

お客さまの使用された需要電力の最大値であり、一般送配電事業者によって設置された30分最大需要電力計により計測された値をいいます。これによりがたい場合、30分毎に計測される電力量の最大値の2倍を用いるものとします。

(19) 給電指令

お客さまの電気の使用について、一般送配電事業者が保安上、需給上または電気の品質維持の観点から必要に応じて行う運用に関する指示をいいます。

(20) 託送料金

小売電気事業者から一般送配電事業者へ支払う送配電網の利用料金をいいます。

(21) J E P X

一般社団法人日本卸電力取引所を JEPX といいます。

(22) 電力需給契約

当社がお客さまに電力を供給することについて、当社とお客さま間で締結する契約を指します。

第4条 契約の申込み等

- (1) お客さまが電力の需給を希望される場合は、あらかじめ本約款を承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- (2) 電力需給契約は、お客さまの申込みを当社が承諾したときに、当社および一般送配電事業者の間にお客さまおよび当社との間の電力需給契約に対応する接続供給契約が成立することを停止条件として、当社とお客さまとの間に成立いたします。電力需給契約に関する必要な事項について、電力需給契約書を作成します。
- (3) 当社は、法令、電気の供給状況、当社の供給力確保状況等その他やむをえない事情により電力の供給が困難と判断する場合、または以下各号のいずれかに該当する事由がある場合には、お客さまの電力需給契約の申込みの全部または一部を承諾しないことができるものとします。
 - イ) お客さまが本約款の内容を承諾しない場合
 - ロ) お客さまの申込み内容に、虚偽、誤記または記入漏れ等がある場合
 - ハ) お客さまが一般送配電事業者の託送供給等約款に定める事項に協力しない場合
 - ニ) お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金をそれぞれの契約で定める支払期日を経過しても支払われていない場合
 - ホ) 前号の他、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）に違反し、または違反するおそれがある場合
 - ヘ) 債権の保全または反社会的勢力の排除等その他当社が必要と判断する目的のために当社の基準により実施する審査にお客さまが適合しない場合
 - ト) 前各号の他、本約款の定め反する事由や、お客さまによる申込みまたは電気の使用が適当でないと当社が判断する事由がある場合
- (4) お客さまは、電力需給契約の申込みにあたり、お客さまが保安等のために必要とする電気についてはその容量を明らかにし、予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じるものとします。また、電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じるものとします。
- (5) 電力需給契約の契約期間は、別に定める場合を除き、当社からの供給開始の日から1年を経過する日までとします。ただし、当該契約期間の満了に先立ち、契約期間満了日の3か月前までにお客さままたは当社のいずれからも相手方に対して電力需給契約の変

更または終了の旨の書面による申し出がない限り、電力需給契約は契約期間満了の翌日以降1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

第5条 供給形態

当社は以下のいずれかの形態で電力供給を行います。なお、どちらの形態で電力供給を行うかについてはお客さまと当社との協議により定めます。

(1) 全量供給

当該需要場所における電力需要の全量を当社が供給する供給形態をいいます。

(2) 部分供給

当該需要場所における電力需要のうち、お客さまと当社および当該需要場所を管轄する電力会社で別に定める協定書もしくは運用申合書において、ベース部分（契約電力に閾値を設け、一定量の電力供給を行う部分をいいます。）の当社が供給する電力量を超えた需要（以下、「負荷追従分」といいます。）に対して当社が供給をする供給形態をいいます。また、一当社による全量供給と比較した際に生じる託送料金の差異について、一般送配電事業者から電力会社を通じて流通費用調整額として請求される場合は、お客さまの負担といたします。

第6条 単位および端数処理

電力需給契約において使用する単位、端数処理は以下の通りとします。

- (1) 契約電力および最大需要電力の単位はキロワット（kW）とし、小数第1位以下を四捨五入します。
- (2) 使用電力量の単位はキロワット時（kWh）とし、小数第1位以下を四捨五入します。
- (3) 力率の単位はパーセント（%）とし、小数第1位以下を四捨五入します。1
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、円とし、端数は切り捨てます。ただし、途中計算の過程においては、小数第3位以下を切り捨てます。

第7条 計量に関する取扱い

(1) 計量方法、計量主体

お客さまが使用する電力量、最大需要電力および力率は、原則として、一般送配電事業者によって設置された計量器により計量された値とし、電力量は30分毎に計測します。なお、計量電圧が供給電圧と異なる場合で、やむをえず当該計量電圧を使用しなければならない場合には、供給電圧と同位にするために電力需給契約に定められている損失率をもって修正した値を用います。

(2) 計量不能の措置

当該一般送配電事業者の計量器の故障等により計量値が正しく得られなかった場合、お客さまと当社による協議により決定した値とします。

第8条 常時供給電力

(1) 契約電力

常時供給電力の契約電力は、次によって定めます。

- イ) 高圧で供給する場合で、契約電力が 500 キロワット以上の場合の契約電力は、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
- ロ) 高圧で供給する場合で、契約電力が 500 キロワット未満の場合各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、大きい値とします。
 - (a) 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電力会社より電気の供給を受けていたお客さまが新たに当社から高圧で供給を受ける場合は、当社からの供給開始の日以降 12 月の期間の隔月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と当社からの供給開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。なお、当社からの電気の供給に先だて、お客が同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合は、契約電力を決定上、新たに電気の供給を受ける場合とみなしません。
 - (b) 受電設備を減少される場合で、1 年を通じて最大需要が減少することが明らかなときは、減少された日を含む 1 月の次の月以降 12 月の期間の各月契約電力は、お客さまの負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議により定めた値とします。ただし、契約電力を変更した月からその前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値とします。
 - (c) 需要場所において使用する負荷設備または受電設備を変更される場合は、あらかじめお客さまが当社に申し出るものとします。なお、イ)によって契約電力を決定するお客さまについては、以下「協議制のお客さま」、ロ)によって契約電力を決定するお客さまについては、以下「実量制のお客さま」といいます。ハ) 実量制のお客さまの契約電力が 500kW 以上となった場合、契約電力にかかわらず、その月以降の契約使用期間の間の契約電力は、別途お客さま及び当社の協議により一般送配電事業者の承諾を得て設定された契約電力とします。
- ニ) 前項の規定にかかわらず、お客さまがその負荷設備容量を超過して契約電力を変更する場合には、事前にお客さまと当社の協議により一般送配電事業者の承諾を得て、契約電力及びその変更時期を定めるものとします。

(2) 料金

お客さまは、供給開始日以降、以下の基本料金、電力量料金、事業運営費ならびに附則第 1 条に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および附則第 2 条に定める容量扱

出金割当料金の合計額を当社に対して支払うものとします

イ) 基本料金

基本料金は、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める託送料金の基本料金と同額とします。なお、託送供給等約款の定めのとおり、需要場所の負荷の力率に応じて、力率割引または割り増しが適用され、また、当該月にまったく電気を使用されない場合（予備電力によって電気を使用された場合を除きます。）の基本料金は、半額となります。

ロ) 電力量料金

電力量料金は、以下の(a)、(b)および(c)それぞれの算定式によって求められる金額の総額とします。なお、各号の金額の単位は0.01円とし、その端数は小数第3位以下を切り捨てるものとします。

(a) 基本料金

託送基本料金単価×契約電力×力率割引または割増（※1）

(b) 電力量料金(市場連動型料金)

電力調達費+電力調達手数料+託送電力量料金+事業運営費

(c) 容量拠出金割当料金

容量拠出金割当量単価×契約電力

(d) 再生可能エネルギー発電促進賦課金（以下、「再エネ賦課金」といいます）

電力使用量×再エネ賦課金単価

ハ) 事業運営費

事業運営費は、以下の算定式によって求められる金額とします。なお、事業運営費単価は、別途申込書等その他の当社所定の様式にて定めるものとします。

(a) 電気料金の算定期間における使用電力量が0kWhでないとき

事業運営費 = 事業運営費単価【円/kWh】×使用電力量

(b) 電気料金の算定期間における使用電力量が0kWhであるとき

事業運営費 = 事業運営費単価【円/kW】×契約電力×50/100

(3) 付帯サービス

お客さまは、以下の付帯サービスを利用することができます。

付帯サービスの名称	付帯サービスの内容
再エネオプション	非化石証書（発電所が化石燃料を使用せずに電力を供給したことを証明する証書）の調達手数料を言います。非化石証書を購入することで実際に自社の電力使用が再生可能エネルギー由来であるとみなすことができます。自社のカーボンフットプリントや環境報告書におけるCO ₂ 排出量削減の実績として活用が可能です。

電力使用量 (kWh) × 調達に要する手数料単価

第9条 予備電力

(1) 契約電力

予備電力の契約電力は、原則として常時供給電力の契約電力の値とします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合、予備電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 料金

お客さまは、供給地点ごとに、予備電力の利用の有無にかかわらず、1 月につき以下各号に基づき算出される金額を、当社に対して支払うものとします。

なお、供給地点における予備電力によって使用した電気の電力量は、常時供給電力によって使用した電気の電力量とみなすものとします。また、特別高圧で常時利用される供給地点で、高圧で予備電力を利用する場合には、予備電力の供給電圧は、常時利用される電圧と同位の電圧とみなすものとします。この場合、予備電力の契約電力及び予備電力によって使用した電気の電力量は、料金の算定上、常時利用される電圧と同位の電圧にするために修正したものとします。

イ) 予備線に係る基本料金

各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める予備線に係る託送料金と同額

ロ) 予備電源に係る基本料金

基本料金は契約電力に応じて算定し、電力量料金はその 1 月の使用電力量によって算定します。なお、全く電気を使用しない場合（ただし、予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は半額とします。

また、事前に頂いた情報と各電力使用量が著しく異なる場合には、料金の変更を含め、別途、協議させていただきます。

ハ) 力率割引及び割り増し

基本料金は、需要場所の負荷の力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。なお、お客さまが全く電気の供給を受けないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。ただし、お客さまとの需給契約に従って、基本料金の力率調整を行わない場合があります。

第10条 契約超過金

契約電力が 500 キロワット以上のお客さまが契約電力を超えて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じた金額をその1月の力率により割引または割増しした金額の 1.5 倍に相当する金額を契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値とします。

契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期限内に支払っていただきます。

契約電力の超過にともない、当社と送配電事業者との間における接続供給契約に変更が生じた場合は、当社とお客さまとの契約に定める、契約電力と料金を変更させていただきます。

第11条 部分供給形態における電力未使用月の扱い

当社が部分供給形態において負荷追従分の電力を供給する場合、負荷追従分についてお客さまが全く電力を使用しない月の基本料金は、第8条（常時供給電力）(2)、第9条（予備電力）(2)の定めに基づき、電力を使用した月の半額とします。

第12条 電気料金の算定および支払条件

(1) 電気料金

電気料金は、第8条（常時供給電力）(2)、第9条（予備電力）(2)および第10条（契約超過金）にて算定した料金の合計金額とします。

(2) 電気料金の算定期間

電気料金の算定期間は、以下の場合を除き、原則として前月の電気の計量日（一般送配電事業者があらかじめ当社に通知する電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）から当月の電気の計量日の前日までの期間とします。なお、お客さまの料金の支払い義務は、原則として当該当月の電気の計量日（ただし、電力需給契約が消滅した場合は当該消滅日を、検針もしくは計量が行われなかった等その他の事情が存する場合は当社にて料金の請求が可能となった日）に発生するものとします。

イ) 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または電力需給契約が消滅した場合

ロ) 月の途中で契約電力等を変更することに合意し、それにより、料金に変更があった場合

(3) 日割計算

当社は、上記(2)イ)、ロ)に定める事由が発生した場合は、以下により電気料金を算定します。

イ) 基本料金は、次の式により算定します。

基本料金 = 1 月の基本料金×(日割計算対象日数/該当月の日数)

上記の算定式に適用する日割計算対象日数は、当社からお客さまへ送付する請求額通知書に記載する期間に基づき算出し、また、電気の供給の開始日および再開日を含み、停止日および電力需給契約の解約日を除きます。なお、停止日、解約日とは、電力需給契約に従って当社がお客さまに電気を供給する最終日の翌日とします。

ロ) 電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量により算定します。

ハ) 容量拠出金割当料金は、日割計算をいたしません。

(4) 支払方法

電気料金については毎月、工事負担金その他についてはその都度、当社の指定した金融機関等を通じた払い込みその他の申込書その他当社所定の様式に定める方法により、お客さまにお支払いいただきます。なお、振込手数料はお客さまの負担とさせていただきます。

(5) 請求額の通知

当社は、料金その他の請求額を、請求額通知書の送付、または当社が設置した WEB サイト（請求額に係る電子データ等を蓄積しお客さまの閲覧に供するためのインターネットサイトをいいます。）上に電子データを登録し、お客さまが閲覧可能な状態とし、この請求額に係る電子データを登録したことをもって、お客さまへのご請求を行ったものいたします。

(6) 支払期日

お客さまの電気料金は、別に定める場合を除き、支払い方法に応じて以下に定める日（以下「支払期日」といいます。）までに当社にお支払いいただきます（なお、毎月の具体的な支払期日は、当社から送付する請求額通知書にて開示し、通知します）。

イ) 払い込みによる支払いの場合

支払期日は、お客さまに支払義務が生じた日以降の毎月末日といたします。ただし、支払期日が金融機関等の休業日の場合は、前営業日とします。

(7) 支払い遅延の際の措置

お客さまが電気料金等その他の債務を支払期日までに支払わない場合には、当社は、支払期日の翌日から完済に至るまで、未払いの債務の合計金額に対して、年 10%の割合による遅延損害金をお客さまにお支払いいただきます。ただし、法令による制限等がある場合は当該規定に従うものとします。また、下記(9)に定める異議申し立てが生じた場合は、上記(6)に定める支払期日に代わって、取り決めた期日の翌日を遅延損害金の起算日とします。

(8) 支払過誤の場合の措置

当社は、支払額に過誤があることが判明した場合、過剰額または過少額を遅滞なくお客さまにお知らせし、当社はお知らせした翌月の請求においてこれを精算させていただきます。

きます。

(9) 異議申立ての期間と対処方法

当社がお客さまに提示する請求書の内容に関する異議がある場合には、お客さまは当該請求書を受領してから5日以内に当社に対して異議申し立てをすることができます。当該異議申し立てを受けた当社は、両当事者による協議を求めるものとし、両当事者は解決に向けて努力を行うこととします。なお、異議申し立てによる協議が行われる場合は、上記(6)に定める支払期日に代わる期日を両当事者で決定します。上記(6)に定める支払期日までの支払いが可能ならば、当該支払期日と同一日とすることができます。

第13条 保証金

当社は、お客さまが支払期日を経過してなお電気料金が支払われず供給停止された場合は、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額電気料金の3か月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

保証金の預かり期間を2年以内で設定します。

保証金の預かり期間満了前であっても電力需給契約が消滅した場合は、保証金をお返しします。またその際の保証金に関して利息は発生しないものといたします。

第14条 お客さまの協力

(1) 力率の保持

イ) 需要場所の負荷設備の力率は、原則として85%以上を保持していただきます。

ロ) 技術上必要がある場合、当社はお客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることがあります。

(2) 立ち入り業務への協力

当社が電力需給契約の遂行上、需要場所への立ち入りが必要と認める場合、および一般送配電事業者から立ち入り業務を実施する旨の要請があった場合、お客さまの承諾を得て需要場所へ立ち入りさせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、お客さまは当社および一般送配電事業者の需要場所への立ち入りを承諾していただきます。

(3) 電気の使用に伴うお客さまの協力

イ) お客さまの電気の使用が、以下の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、当社がお客さまの負担で供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

(a) 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

- (b) 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - (c) 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - (d) 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - (e) その他(a), (b), (c)または(d)に準ずる場合
- ロ) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に接続して使用する場合は、上記イ)に準ずるものとします。また、この場合は、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしがたい、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

(4) 施設場所の提供

- イ) お客さままたは当社が、一般送配電事業者から電気の供給に伴う設備の施設場所の提供を求められた場合には、お客さまの承諾を得てその場所を無償で提供していただきます。
- ロ) 電力需給契約に基づく供給開始に当たって当社が必要とする計量器、通信設備等の施設に必要な場所を、お客さまは当社に提供することとします。
- ハ) 電力需給契約に定めるお客さまの希望する常時供給電力または予備電力の契約電力の変更により、一般送配電事業者から設備の施設場所の提供を求められた場合、お客さまはその場所を一般送配電事業者に提供することとします。

(5) 保安等に対するお客さまの協力

- イ) お客さまは以下の場合に、当社と一般送配電事業者にすみやかにその旨を通知するものとします。
- (a) お客さまが、引込線、計量器等お客さまの需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - (b) お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- ロ) お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者と当社に通知するものとします。また、物件の設置、変更または修繕工事をした後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を一般送配電事業者と当社に通知するものとします。この場合に必要となる内容変更について、一般送配電事業者と協議するものとします。
- ハ) 供給開始に先だち、必要に応じて、受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について、お客さまと一般送配電事業者とで協議のうえ、別途申合書等をお客さまと一般送配電事業者の 2 者間で締結するものとします。

ニ) 供給地点に至るまでの供給設備（一般送配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）ならびに計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物については、一般送配電事業者が保安の責任を負い、当社が所有権を有する電気工作物については当社が保安の責任を負います。

(6) 需要情報の通知

当社は、供給計画作成のために、お客さまに対して必要な情報の提供をお願いすることがあります。

(7) 託送供給等約款の遵守

お客さまには、一般送配電事業者の託送供給等約款におけるお客さまに関する事項を遵守していただきます。

第15条 供給の停止

(1) お客さまが以下のいずれかに該当する場合には、当社または一般送配電事業者は、電気の供給を停止することがあります。

イ) お客さまの責により保安上の危険が生じ緊急を要する場合

ロ) お客さまが需要場所内の一般送配電事業者の電気設備を故意に損傷し、または、亡失して一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合

ハ) 一般送配電事業者以外のものが需要場所における一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行った場合

(2) お客さまが以下のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社または一般送配電事業者は電気の供給を停止することがあります。

イ) お客さまの責により保安上の危険が生じた場合

ロ) 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用している場合

ハ) 第14条（お客さまの協力）(2)に反して、立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否している場合

ニ) 第14条（お客さまの協力）(3)によって必要となる措置を講じない場合

ホ) 電気工作物の改変等によって不正に発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続している場合

ヘ) 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用している場合

ト) 一般送配電事業者の供給設備に接続された発電設備の更新について申込みをしない場合

(3) お客さまが以下のいずれかに該当する場合には、当社は、電気の供給を停止することがあります。なお、この場合、特別の事情がある場合を除き、供給停止の15日前までに予告します。

イ) 電気料金が支払期日を経過してなお支払わない場合

ロ) 本約款によって支払いを要することとなった電気料金以外の金銭債務（遅延損害

- 金、工事費負担金、その他契約から生ずる金銭債務をいいます。)を履行しない場合
- ハ) 他の電力需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金が支払期限日を経過してなお支払わない場合
- ニ) 上記各号の場合のほか、本約款および電力需給契約の定めに反した場合
- (4) 上記(1)および(2)によって電気の供給を停止する場合には、当社または一般送配電事業者は、一般送配電事業者の設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための必要な処置を行います。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力していただきます。
- (5) 上記(3)によって電気の供給を停止した場合には、当社は、お客さまに対する当社からの供給停止のための適当な処置を行います。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力していただきます。
- (6) 上記(1)～(3)によって電気の供給を停止した場合に、その停止期間中は、全く電気を使用しない場合の月額電気料金を日割計算し、その料金をお客さまより申し受けます。
- (7) お客さまが(2)ホ、へ)に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社が託送供給等約款の定めにより一般送配電事業者から請求された金額は、違約金としてお客さまより申し受けます。

第16条 給電指令の際の措置

- (1) 当社は、以下の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
- イ) 一般送配電事業者の供給設備(一般送配電事業者が使用権を有する設備を含みます。)に故障が生じ、または故障が生じるおそれがある場合
- ロ) 一般送配電事業者の供給設備(一般送配電事業者が使用権を有する設備を含みます。)の点検、修繕、変更その他工事上やむをえない場合
- ハ) 非常変災の場合
- ニ) その他保安上必要がある場合
- (2) 上記(1)の場合には、当社または一般送配電事業者は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせします。ただし、緊急時等のやむをえない場合は、この限りではありません。
- (3) 上記(1)によって、お客さまの電気の使用を制限し、または中止した場合には、その期間中についても、原則として、供給がされていたものとみなして料金を算定いたします。

第17条 契約の変更または解約

(1) 契約電力の変更

- イ) お客さまが契約電力を新たに設定または増加させた後、1年未満は、契約電力を減少できません。ただし、双方が合意すればこの限りではありません。
 - ロ) お客さまが契約電力の増加または減少を希望する場合には、原則として変更希望日の3か月前までに当社にその旨を書面にて通知し、書面による当社の上承を得ていただきます。
 - ハ) 契約電力の変更は、原則として月単位で実施します。ただし、双方が合意すればこの限りではありません。
- ニ) 実量制のお客さまにおける、上記イ)、ロ)の契約電力増加とは、設備の変更に伴う契約電力の増加とします。

(2) 契約の解約

- イ) お客さまがこの供給条件にもとづく電気の使用を廃止しようとする場合は、希望解約日の3か月前までに当社に通知していただきます。なお、希望解約日は原則として検針日とします。
- ロ) 当社は、原則として、上記イ)により定めた解約日に、電気の供給を終了させるための措置を行い、必要に応じて、お客さまに協力していただきます。なお、お客さまの協力が必要な場合において、お客さまの協力が得られず、解約日において電気の供給を終了できなかった場合は、電気の供給を終了した日までの電気料金を、お客さまにお支払いいただきます。
- ハ) 当社は、解約希望日の1か月前までにお客さまに対して通知することにより、電力需給契約を解約することができるものとします。

(3) 料金の改定

当社は、一般送配電事業者による託送供給等約款の変更、経済情勢の変動、燃料価格や卸電力市場における電力取引価格の変動等その他の事由により当社が料金の改定（単価・算出方法の変更等その他のお客さまの料金に関わる変更をいいます。）が必要と判断した場合には、事前に新たな単価・算出方法等の内容およびその適用開始日を書面、インターネットでの開示、または電子メールを送信する方法、その他当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知することで、電力需給契約における料金の改定を行うことができるものとします。なお、この料金の改定による電力需給契約の変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付及び契約変更後の書面交付については、第2条第4項乃至第6項に定めるとおりとします。

第18条 工事費等の負担

(1) 供給開始に伴う工事費等負担

- イ) 電力需給契約に基づく供給開始に当たって、当社が一般送配電事業者からお客さ

まにかかわる工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

ロ) 一般送配電事業者が当社の負担で調整装置または保護装置の施設を求める場合、または一般送配電事業者が当社の負担で供給設備を変更あるいは専用供給設備の施設を行う場合、お客さまがその費用負担を行うこととします。

(2) 契約変更に伴う工事費等負担

お客さまの契約電力の変更により、当社が一般送配電事業者から料金、工事費の精算を求められた場合、あるいは当社が一般送配電事業者から工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

(3) 設備の位置変更に伴う工事費等負担

お客さまが一般送配電事業者の設備にかかわる工事等を一般送配電事業者に依頼し、当社が一般送配電事業者からその工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

(4) 契約電力の変更または契約を解約する場合の工事費等負担

お客さまの都合により契約電力の変更、契約の中途解約、または契約電力を変更後、契約電力を再度変更（元の条件に戻す場合を含みます。）をした結果、当社が、一般送配電事業者からその工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

(5) その他の工事費等負担

その他お客さまの都合に基づく事情により当社が一般送配電事業者から工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

(6) 工事費等の費用負担の申し受け

当社は、お客さまにて負担していただく上記(1)から(5)の工事費等の費用を、原則として工事等の準備着手前に申し受けます。また申し受けた工事費等の費用は、工事等完成後すみやかに精算するものとします。

第19条 損害賠償

(1) 損害賠償

イ) 当社の故意または過失によって、供給停止、給電指令の発令、もしくは供給開始遅延が生じた場合、または供給開始に至らないで電力需給契約を廃止または変更する場合には、当社はお客さまに対して賠償責任を負います。当社は、一般送配電事業者の責に帰すべき事由によりお客さまに生じた損害について責任を負いません。

ロ) お客さまの故意または過失によって、供給停止、給電指令の発令、供給開始遅延が生じた場合、もしくは供給開始に至らないで電力需給契約を廃止または変更する場合、または需要場所における漏電等が生じた場合に、当社に発生した損害

については、お客さまに当該損害を賠償していただきます。

(2) 損害賠償の免責

- イ) 第 15 条（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合、もしくは第 17 条（契約の変更または解約）、第 23 条（お客さまの義務違反等による当社の契約解除権）によって電力需給契約が解約された場合または電力需給契約が消滅した場合には、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- ロ) 第 16 条（給電指令の際の措置）(1)によって電気の供給を中止し、または、電気の使用を制限しもしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- ハ) 当社に故意または過失がある場合を除き、当社はお客さまが漏電、その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3) 設備の賠償責任

- イ) お客さまが故意または過失によって、一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことで当社が一般送配電事業者から損害請求を受けた場合は、お客さまは一般送配電事業者の請求する金額を当社に賠償するものとします。
- ロ) お客さまが故意または過失によって、当社がお客さまの需要場所内に設置する電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、当社に損害賠償するものとします。

第20条 不可抗力

(1) 不可抗力による免責

お客さまおよび当社は以下に定める不可抗力によって電力需給契約の履行が不可能となった場合、お互いに損害賠償責任を負わないこととします。

- イ) 地震等の天災地変が起きた場合
- ロ) 戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が生じた場合

(2) 不可抗力による解約

- ハ) 上記(1)で定める不可抗力を原因として契約履行ができない場合、お客さままたは当社は電力需給契約の一部または全部を解約することができます。
- ニ) 解約に伴う損害はお客さま、当社共に賠償責任を負わないこととします。

第21条 契約不履行

お客さまおよび当社は電力需給契約の義務が履行されず、相手方に対し書面による履行催促を行った後、すみやかに催促を受けた側が電力需給契約の義務を履行しない場合、契約不履行とみなします。

第22条 当社の義務違反等によるお客さまの契約解除権

- (1) 当社が、以下のいずれかに該当した場合には、お客さまは、催告を要せず通知により電力需給契約を解除できるものとします。
 - イ) 取引に伴う代金の支払い等を停止したとき
 - ロ) 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立もしくは公租公課滞納処分を受け、または民事再生、破産、会社更生その他の倒産手続の申立があったとき
 - ハ) 営業の廃止、解散の決議をし、または官公庁から業務停止その他業務継続不能の処分を受けたとき
 - ニ) その他当社の財産状態が著しく悪化し、債権保全のため必要と認められるとき
 - ホ) 上記イ)、ロ)、ハ)、ニ)に定める事由に準ずる事由が発生したとき
- (2) 当社が本約款または電力需給契約に定める事項の一つにでも違反し、お客さまが20日の期限を定めて催告をしたにもかかわらず、当社が当該催告事項について是正措置を取らないときは、お客さまは当社への通知により電力需給契約を解除できるものとします。

第23条 お客さまの義務違反等による当社の契約解除権

- (1) 当社は、お客さまが以下のいずれかに該当した場合には、15日前までの通知により電力需給契約を解除することができるものとする。
 - イ) お客さまが、支払日に代金の一部もしくは全部を支払わないまたは支払日を経過した後に代金を支払ったとき
 - ロ) 第4条(契約の申込み等)第3項各号のいずれかに該当する事由が発生または発覚した場合
 - ハ) 取引に伴う代金の支払い等を停止したとき、または手形交換取引所の取引停止処分があったとき
 - ニ) 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立もしくは公租公課滞納処分を受け、または民事再生、破産または会社更生その他の倒産手続の申立があったとき
 - ホ) 営業の廃止、解散の決議をし、または官公庁から業務停止その他業務継続不能の処分を受けたとき
 - ヘ) その他お客さまの財産状態が著しく悪化し債権保全のため必要と認められるとき
 - ト) 第15条(供給の停止)にもとづく供給の停止がされ、電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されないとき
 - チ) 上記イ)、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)に定める事由に準ずる事由が発生したとき
- (2) 上記(1)の規定による電力需給契約の解除に伴う必要な費用はお客さまの負担とします。また、これによりお客さまが受けた損害について、当社は賠償の責めを負わないものとします。

- (3) 当社が電力需給契約を解除した場合、第 17 条(契約の変更または解約)(2)により算出される金額および、当社が電力需給契約の履行および解約の為に要した設備費用および工事費用等の実費の合計額を契約精算金として、当社に支払っていただきます。

第24条 管轄裁判所

電力需給契約にかかわる訴訟については、東京地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

第25条 連絡体制

お客さまと当社は、安定した電気の供給を確保するために必要な連絡体制を確立し、維持するものとします。

第26条 守秘義務

- (1) 電力需給契約における秘密情報とは、電力需給契約締結及び遂行に際して当社お客さま又はお客さま当社が相手方に対して情報を開示する際に秘密である旨の指定がなされた情報であり、指定の方法は、書面・口頭・映像等の種類、及び紙媒体、電子媒体等の記録媒体の種類などその形式を問いません。
- (2) 当社お客さま及びお客さま当社は互いに、秘密情報、電力需給契約の内容を相手方の承諾なしに第三者（一般送配電事業者、電力広域的運営推進機関及び顧客管理システム管理会社、資金決済業者を含まないものとし、以下同じとします）に漏らしてはならないものとします。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、秘密情報に該当しないものとします。
- イ) 提供または開示された時点で、既に公知となっていた情報
 - ロ) 提供または開示された後、自己の責めによらないで公知となった情報
 - ハ) 提供または、開示された時点で、既に相手方に対して秘密保持義務を負うことなく保有していた情報
 - ニ) 法律または契約に違反することなく第三者から提供または開示された情報
- (3) お客さまお客さまは、当社当社が電力需給契約に関する契約書類の写しを一般送配電事業者に開示すること、並びに、当社当社が電力広域的運営推進機関に対して必要に応じて情報提供することを予め承諾するものとします。
- (4) 電力需給契約が終了した場合でも、本条に規定する守秘義務は、電力需給契約から将来に渡り効力を有するものとします。
- (5) 前項の定めにかかわらず、お客さまは、当社が電力需給契約の履行に伴い取得したお客さまの情報を、当社が別途公表するプライバシーポリシー（それに類する個人情報保護方針等の規定及びそれらの規定が変更されたものを含むものとし、以下「プライバシーポリシー」といいます。）の規定のとおり取扱うこと、並びに、当社の親会社、

子会社、関連会社並びに当社の親会社の子会社及び関連会社（以下「当社グループ会社」といいます。）に提供し、当社グループ会社の各社が別途公表するプライバシーポリシーの規定のとおり取扱うことについて、お客さまはあらかじめ同意するものとします。

第27条 契約終了後の取扱い

電力需給契約に基づく料金支払義務その他の債権債務、第24条（管轄裁判所）、第26条（守秘義務）および第29条（託送清算）に関連する事項については、電力需給契約の終了後も、なお存続するものとします。

第28条 暴力団排除に関する条項

(1) お客さま及び当社は、前条の規定にかかわらず、相手方当事者（法人である場合、役員又はこれらに準ずる者を含みます。）が次のいずれかの事由に該当することが判明した場合には、お客さま及び当社は相手方当事者に対し、是正を催告の上、是正されない場合は電力需給契約を解除することができるものとします。なお、本項において、イ)に掲げる者を「反社会的勢力等」といいます。

イ) 次に掲げるいずれかの者に該当することが判明した場合

- ① 集団的又は常習的に違法行為又は暴力的行為等を行うことを助長する虞のある団体に属している者
- ② ①に定める団体又は①に定める団体の構成員の影響下にある者と知りつつ、継続的に取引のある者
- ③ 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成11年法律第147号）に基づき処分を受けた団体に属している者またはこれらの者と知りつつ継続的に取引のある者
- ④ 「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」（平成11年法律第136号）に定める犯罪収益等隠匿及び犯罪収益等收受を行い、または行っている疑いのある者、もしくはこれらの者と知りつつ継続的に取引のある者
- ⑤ ①から④に類する者

ロ) 次に掲げるいずれかの行為を行った場合

- ① 詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき
- ② 自身が「反社会的勢力等」である旨を伝え、または自身の関係者が「反社会的勢力等」である旨を伝えたとき
- ③ 自ら又は第三者を利用して、相手方当事者の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為を行ったとき
- ④ 自らまたは第三者を利用して、相手方当事者の業務を妨害したとき、または、妨害するおそれのある行為をする等の違法・不当な行為をおこなったとき

ハ) 電力需給契約の利益や効果の全部または一部が直接的か間接的かを問わず「反社会的勢力等」に帰属していると判明したとき

- (2) お客さま及び当社は、前項の規定に基づき電力需給契約を解除する場合には、相手方当事者に対して一切の損害賠償責任を負わないものとします。

第29条 託送清算

お客さまが一定の条件のもと、契約電力を削減し、または電気利用を廃止した場合、一般送配電事業者から当社に対し、料金請求が行われます。これは、送電線利用について申請した枠を用意したにもかかわらず、使用しなかったこと等に起因します。この場合に、実際に送電線を利用するお客さまには、当社に一定の金額を支払っていただきます。

- (1) お客さまが次に定める条件を全て満たした場合、次項で定める金額をお支払いいただきます。

イ) 契約電力（予備電力等を含む。以下本条において同じ）の新たな設定または増加を行うこと

ロ) 前号から一年未満で契約電力の削減を行うこと

- (2) 前項に基づきお客さまに支払いただく金額（X）は、次の式によって算出されます。

$$X = \sum (\alpha \times \beta \times \gamma_n \times 1.2) + \sum (\alpha \times \delta_n \times \varepsilon_n \times 1.2) - \zeta$$

α : 前項1号の行為を行った月から、契約電力を削減するまでの期間

β : 削減した契約電力（増加後の契約電力から、削減後の契約電力を差し引いた値。以下本条において同じ。）

γ ($n=1\sim3$) : 常時供給電力および予備電力それぞれの、基本料金単価

δ_n : 削減にかかる各月の使用電力量

ε ($n=1\sim3$) : 常時供給電力および予備電力それぞれの、電力量料金単価

ζ : 既に当社が受け取った対象期間にかかる対象の料金

(α : アルファ、 β : ベータ、 γ : ガンマ、 δ : デルタ、 ε : イプシロン、 ζ : セータ)

- (3) 削減した契約電力の値が、増加前の契約電力の値を下回る場合、前項の β は、削減前の契約電力から、増加前の契約電力を差し引いた値とします。

- (4) お客さまが次の各号に定める条件を全て満たした場合、次項で定める金額をお支払いいただきます。

イ) 契約電力の新たな設定または増加を行うこと

ロ) 前号から一年未満で、電気利用を廃止すること

- (5) 前項に基づきお客さまに支払いただく金額（X）は、次の式によって算出されます。

$$X = \sum (\alpha \times \beta \times \gamma_n \times 1.2) + \sum (\alpha \times \delta_n \times \varepsilon_n \times 1.2) - \zeta$$

α : 前項 1 号の行為を行った月から、廃止するまでの期間

β : 削減した契約電力（新たに設定し、廃止する場合、設定した全契約電力とする）

γ ($n=1\sim 3$) : 常時供給電力および予備電力それぞれの、基本料金単価

δ_n : 削減にかかる各月の使用電力量（新たに設定し、廃止する場合、実際の使用電力量とする）

ε ($n=1\sim 3$) : 常時供給電力および予備電力それぞれの、電力量料金単価

ζ : 既に当社が受け取った対象期間にかかる対象の料金

(α : アルファ、 β : ベータ、 γ : ガンマ、 δ : デルタ、 ε : イプシロン、 ζ : ゼータ)

- (6) 第 4 項の場合に契約電力を新たに設定後、一度増加し、その後廃止した場合に、設定から廃止までの期間が通算して 1 年未満のときは、お客さまが当社にお支払い頂いた料金の 2 割に相当する金額をお支払いいただきます。
- (7) 契約電力を増加後、削減または電気利用を廃止する場合、対象期間中の各月の使用電力量は、契約電力の削減分と残余分の割合で按分計算したものとします。ただし、契約電力を新たに設定し、一年未満に廃止する場合は、この限りではありません。

制改定履歴（附則を含む）

2025 年 11 月 1 日制定

2026 年 4 月 1 日改定

附則

第1条 電気料金についての特別措置（再生可能エネルギー発電促進賦課金）

電気料金は第 12 条（電気料金の算定および支払条件）(1)の規定にかかわらず、当分の間第 12 条（電気料金の算定および支払条件）(1)の規定によって電気料金として算定された金額に、次のイ）～ホ）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金それぞれの合計値を加えたものとします。

イ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とします。

ロ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしがたい、原則として、平成 24 年 7 月 1 日以降に使用される電気に適用します。

ハ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量

再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量は、その 1 月の常時供給電力および予備電力の使用電力量の合計電力量とします。

ニ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、上記ハ)に定めるその 1 月の使用電力量に、上記イ)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を乗じて算定します。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1 とし、その端数は、切り捨てます。

ホ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置

再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた事業所に係るお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしがたい、上記ニ)にかかわらず、上記ニ)によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものとします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。また、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項もしくは第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、すみやかにその旨を当社に申し出

ていただきます。

第2条 容量拠出金割当料金

(1) 容量拠出金割当料金の算定

イ) 容量拠出金

容量拠出金は、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」といいます。）が定める定款に基づき、広域機関が一般送配電事業者、配電事業者または小売電気事業者たる同機関の会員に対して請求する、容量市場における供給力の確保に係る拠出金のことをいいます。

ロ) 容量拠出金割当料金

容量拠出金割当料金は、当社が広域機関から請求される容量拠出金を、電力需給契約の料金に反映することを目的として当社が設定する金額とし、以下ハにより算出する「容量拠出金割当基礎額」に対し、以下ヘにより算出する「容量拠出金割当調整額」を加減算した金額の合計とします。

ハ) 容量拠出金割当基礎額

容量拠出金割当基礎額は、次の算式によって算定する金額とします。

容量拠出金割当基礎額 = 契約電力(※) × 容量拠出金割当基礎額単価

※料金の算定期間の途中で契約電力を変更した場合は、当該算定期間中に適用された日数がより多い契約電力の値を適用いたします。

ニ) 容量拠出金割当基礎額単価

容量拠出金割当基礎額単価は消費税等相当額を含む金額とし、当社が、広域機関より開示される容量拠出金の見込金額をもとに、年度（毎年4月の起算日から翌年4月の起算日の前日までの期間）分として供給区域ごとに算出し設定します。なお、当社は、各年度において適用する容量拠出金割当基礎額単価を、当社が適当と判断した方法にて事前に公表いたします。

ホ) 容量拠出金割当基礎額の対象となる容量拠出金

容量拠出金割当基礎額の対象となる容量拠出金は、その容量拠出金割当基礎額を含む料金の算定期間に応じて下表のとおりとします。

容量拠出金割当基礎額を含む料金の算定期間	対象となる容量拠出金
その年の4月の起算日から同年5月の起算日の前日までの期間	毎年4月1日から4月30日までの期間における容量拠出金
その年の5月の起算日から同年6月の起算日の前日までの期間	毎年5月1日から5月31日までの期間における容量拠出金

その年の 6 月の起算日から同年 7 月の起算日の前日までの期間	毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間における容量拠出金
その年の 7 月の起算日から同年 8 月の起算日の前日までの期間	毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間における容量拠出金
その年の 8 月の起算日から同年 9 月の起算日の前日までの期間	毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間における容量拠出金
その年の 9 月の起算日から同年 10 月の起算日の前日までの期間	毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間における容量拠出金
その年の 10 月の起算日から同年 11 月の起算日の前日までの期間	毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間における容量拠出金
その年の 11 月の起算日から同年 12 月の起算日の前日までの期間	毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間における容量拠出金
その年の 12 月の起算日から翌年 1 月の起算日の前日までの期間	毎年 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間における容量拠出金
その年の 1 月の起算日から同年 2 月の起算日の前日までの期間	毎年 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間における容量拠出金
その年の 2 月の起算日から同年 3 月の起算日の前日までの期間	毎年 2 月 1 日から 2 月 28 日（閏年の場合は 2 月 29 日）までの期間における容量拠出金
その年の 3 月の起算日から同年 4 月の起算日の前日までの期間	毎年 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間における容量拠出金

へ) 容量拠出金割当調整額

容量拠出金割当調整額は、次の算式によって算定する金額とし、当社は、以下の定めに従って、容量拠出金割当調整額の加減算により、その調整の大元となる容量拠出金割当料金の請求を受けたお客さまか否かに関わりなく、容量拠出金割当料金として当社がお客さまに請求した金額から当社が広域機関より請求される容量拠出金の金額を引いた金額（以下「容量拠出乖離額」といいます。）に係る調整を行うことができるものとします。なお、容量拠出乖離額が 0 円未満の場合は、容量拠出金割当調整額を同一料金期間に対して請求する容量拠出金割当基礎額に加算するものとし、容量拠出乖離額が 0 円以上の場合は、容量拠出金割当調整額を同一料金期間に対して請求する容量拠出金割当基礎額から減算するものとします。

容量拠出金割当調整額 = 契約電力(※) × 容量拠出金割当調整額単価

※料金の算定期間の途中で契約電力を変更した場合は、当該算定期間中に適用された日数がより多い契約電力の値を適用いたします。

ト) 容量拠出金割当調整額単価

容量拠出金割当調整額単価は消費税等相当額を含む金額とし、当社が、容量拠出乖離額をもとに、各月の起算日から翌月の起算日の前日までの算定期間分として供給区域ごとに算出し設定します。なお、当社は、各算定期間において適用する容量拠出金割当調整額単価を、当社が適当と判断した方法にて、原則として事前に（広域機関からの通知時期や料金計算の事務手続き上の都合等その他の事情によりやむを得ない場合は、金額確定後速やかに）公表いたします。

チ) 容量拠出金割当調整額の対象となる容量拠出乖離額

容量拠出金割当調整額の対象となる容量拠出乖離額は、その容量拠出金割当調整額を含む料金の算定期間に応じて、下表に定める各期間における容量拠出金に基づき算出する容量拠出乖離額とします。ただし、広域機関が、当社に対して過去に請求した容量拠出金を変更・修正した場合には、下表の定めにかかわらず、当該変更・修正により発生した容量拠出乖離額に係る調整を行うことができるものとします。この場合、当該調整は、原則として、当該変更・修正の通知を当社が受領した日が属する月の翌々月の起算日から翌々々月の起算日の前日までの期間を算定期間とする容量拠出金割当調整額にて行います。

容量拠出金割当調整額を含む料金の算定期間	容量拠出乖離額の算出元となる容量拠出金
その年の 4 月の起算日から同年 5 月の起算日の前日までの期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前年 4 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・ 前年 8 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・ 前年 12 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金
その年の 5 月の起算日から同年 6 月の起算日の前日までの期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前年 5 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・ 前年 9 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・ 同年 1 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金
その年の 6 月の起算日から同年 7 月の起算日の前日までの期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前年 6 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・ 前年 10 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・ 同年 2 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金
その年の 7 月の起算日から同年 8 月の起算日の前日までの期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前年 7 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・ 前年 11 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・ 同年 3 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金
その年の 8 月の起算日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前年 8 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金

から同年 9 月の起算日 の前日までの期間	・前年 12 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 4 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金
その年の 9 月の起算日 から同年 10 月の起算日 の前日までの期間	・前年 9 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 1 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 5 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金
その年の 10 月の起算日 から同年 11 月の起算日 の前日までの期間	・前年 10 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 2 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 6 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金
その年の 11 月の起算日 から同年 12 月の起算日 の前日までの期間	・前年 11 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 3 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 7 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金
その年の 12 月の起算日 から翌年 1 月の起算日 の前日までの期間	・前年 12 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 4 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 8 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金
その年の 1 月の起算日 から同年 2 月の起算日 の前日までの期間	・前年 1 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・前年 5 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・前年 9 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金
その年の 2 月の起算日 から同年 3 月の起算日 の前日までの期間	・前年 2 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・前年 6 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・前年 10 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金
その年の 3 月の起算日 から同年 4 月の起算日 の前日までの期間	・前年 3 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・前年 7 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・前年 11 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金

リ) 容量拠出金割当料金に対する個別の対応

当社は、前述の定めにかかわらず、当社の裁量により、容量拠出金割当料金について、事前にお客さまに当社が適当と判断した方法にてその内容を通知することで、以下対応を行うことができるものとします。

- ① 容量拠出金割当料金の一部または全部について、料金に加算しないこと
- ② 容量拠出金割当料金の一部または全部について、分割にて料金に加減算すること

ヌ) 電力需給契約が終了した場合における容量拠出金割当料金の取扱い

電力需給契約が終了する場合、当社は、電力需給契約が終了した日時点における

料金に加減算していない容量拠出金割当料金（リ②によるものに限ります。）の合計金額（以下「未履行反映額」といいます。）を、前述の定めにかかわらず、最終の料金請求時に一括して加減算いたします。なお、未履行反映額を減算する場合で、かつ未履行反映額が最終の料金の請求金額を超過した場合、当社は以下の方法により当該超過額の清算を行います。

① 別途当社の定める時期までに、当社の定める方法にてお客さまに返金いたします。

② 当社は、お客さまの責めに帰すべき事由により①の返金を行うことができない場合、当社が適当と判断した方法にてお客さまに通知することで是正を求めるものとします。なお、当社が当該通知を発した後6ヶ月以内にお客さまがこれを是正しない場合（お客さまの責めに帰すべき事由により、当該通知がお客さまに到達しなかった場合を含みます。）には、当該期間が経過した時点をもってお客さまの当社に対する未履行反映額の返還請求権は消滅するものとし、お客さまは予めこれに同意するものとします。

(2) 適用期間

容量拠出金割当料金は、2024年4月の起算日以降の算定期間における料金に適用しません。

第3条 契約期間の更新時の対応

当社は、料金ほか契約条件について一切の変更をせずに電力需給契約の更新を行う場合、更新前に書面を交付することなく、更新後の契約期間のみを当社が適当と判断した方法によりお知らせすることができるものとします。また、契約更新後の書面交付については、当社の名称および住所並びに契約年月日のほか、更新後の新たな契約期間および供給地点特定番号のみを記載することで足りるものとします。

第4条 本約款の適用

本約款は、2026年4月1日から実施いたします。

別表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の計量日から翌年の 4 月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

お客さまからの申出の直後の 4 月の計量日から翌年の 4 月の計量日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の計量日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。なお、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項もしくは第 6 項の規定により認定を取り消された場合、すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。

2 進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。

(1) 照明用電気機器

イ けい光灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は、次によります。

使用電圧 (ボルト)	管灯の定格消費電力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)
100	10	4.5
	15	5.5
	20	9
	30	11
	40	17
	60	21
	80	30
200	100	36
	40	4.5
	60	5.5
	80	7
	100	9

ロ ネオン管灯 (標準周波数 50 ヘルツの場合といたします。)

2次電圧 (ボルト)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)
3,000	30
6,000	50
9,000	75
12,000	100
15,000	150

ハ 水銀灯 (標準周波数 50 ヘルツおよび 60 ヘルツの場合といたします。)

出力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	
	100 ボルト	200 ボルト
50 以下	30	7
100 以下	50	9
250 以下	75	15
300 以下	100	20
400 以下	150	30

700 以下	250	50
1,000 以下	300	75

(2) 誘導電動機

イ 個々にコンデンサを取り付ける場合

(イ) 単相誘導電動機

電動機定格出力 (キロワット)		0.1	0.2	0.25	0.4	0.55	0.75	1.1
コンデンサ 取付容量 (マイクロ ファラッド)	使用電圧 100 ボルト	50	75	75	75	100	100	100
	使用電圧 200 ボルト	20	20	30	30	40	40	50

(ロ) 3相誘導電動機（使用電圧 200 ボルトの場合といたします。）

電動機 定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ 取付容量 (マイクロ ファラッド)	50 ヘルツ	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	600
	60 ヘルツ	10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

ロ 一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって 2 以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

(3) 電気溶接機（使用電圧 200 ボルトの場合といたします。）

イ 交流アーク溶接機

溶接機 最大入力 (キロボルト アンペア)	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45 以上 50 未満
コンデンサ 取付容量 (マイクロ ファラッド)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ 交流抵抗溶接機

イの容量の50パーセントといたします。

(4) その他

(1)、(2)および(3)によることが不相当と認められる電気機器については、機器の特性に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

3 契約容量および契約電力の算定方法

契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

4 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

1 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流、契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ 前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

2 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

3 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の

計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

- 4 参考のために取り付けた計量器の計量による場合
参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。なお、この場合の計量器の取付は、49（計量器等の取付）に準ずるものといたします。
- 5 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100 \text{ パーセント} + (\pm \text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

- イ お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月
- ロ 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

5 日割計算の基本算式

- (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。
- イ 基本料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間の日数}}$$

ただし、19（料金の算定）(1)ロに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

- ロ 電力量料金
料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
- ハ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合
料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
- (2) 電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合の(1)イにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。
- イ 電気の供給を開始した場合
開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の計量日から、供給開始の直後の計量日の前日までの日数といたします。
- ロ 供給契約が終了した場合
終了日の直前の計量日から、当社が次回の計量日としてお客さまにあらかじめお知

らせした日の前日までの日数といたします。

- (3) 18（使用電力量の計量）(7)の場合は、電気の供給を開始し、または供給契約が終了したときの(1)イにいう計量期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう計量日は、そのお客さまの属する検針区域の計量日とし、当社が次回の計量日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、終了日の直後のそのお客さまの属する検針区域の計量日といたします。
- (4) 電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合の(1)イにいう暦日数は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（検針日の前日が含まれる検針期間の終期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。
- (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行う場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

6 容量拠出金割当料金

(1) 容量拠出金割当料金の算定

イ 容量拠出金

容量拠出金は、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」といいます。）が定める定款に基づき、広域機関が一般送配電事業者、配電事業者または小売電気事業者たる同機関の会員に対して請求する、容量市場における供給力の確保に係る拠出金のことをいいます。

ロ 容量拠出金割当料金

容量拠出金割当料金は、当社が広域機関から請求される容量拠出金を、供給契約の料金に反映することを目的として当社が設定する金額とし、以下ハにより算出する「容量拠出金割当基礎額」に対し、以下ヘにより算出する「容量拠出金割当調整額」を加減算した金額の合計とします。

ハ 容量拠出金割当基礎額

容量拠出金割当基礎額は、次の算式によって算定する金額とします。

容量拠出金割当基礎額

= 契約電力(※1) (※2) × ニに定める容量拠出金割当基礎額単価

※1：料金の算定期間の途中で契約電力を変更した場合は、当該算定期間中に適用された日数がより多い契約電力の値を適用いたします。

ニ 容量拠出金割当基礎額単価

容量拠出金割当基礎額単価は消費税等相当額を含む金額とし、当社が、広域機関より開示される容量拠出金の見込金額をもとに、年度（毎年4月の計量日から翌年4月の計量日の前日までの期間）分として供給区域ごとに算出し設定します。なお、

当社は、各年度において適用する容量拠出金割当基礎額単価を、電磁的方法にて事前に公表いたします。

ホ 容量拠出金割当基礎額の対象となる容量拠出金

容量拠出金割当基礎額の対象となる容量拠出金は、その容量拠出金割当基礎額を含む料金の算定期間に応じて下表のとおりとします。

容量拠出金割当基礎額を含む料金の算定期間	対象となる容量拠出金
その年の4月の計量日から同年5月の計量日の前日までの期間	毎年4月1日から4月30日までの期間における容量拠出金
その年の5月の計量日から同年6月の計量日の前日までの期間	毎年5月1日から5月31日までの期間における容量拠出金
その年の6月の計量日から同年7月の計量日の前日までの期間	毎年6月1日から6月30日までの期間における容量拠出金
その年の7月の計量日から同年8月の計量日の前日までの期間	毎年7月1日から7月31日までの期間における容量拠出金
その年の8月の計量日から同年9月の計量日の前日までの期間	毎年8月1日から8月31日までの期間における容量拠出金
その年の9月の計量日から同年10月の計量日の前日までの期間	毎年9月1日から9月30日までの期間における容量拠出金
その年の10月の計量日から同年11月の計量日の前日までの期間	毎年10月1日から10月31日までの期間における容量拠出金
その年の11月の計量日から同年12月の計量日の前日までの期間	毎年11月1日から11月30日までの期間における容量拠出金
その年の12月の計量日から翌年1月の計量日の前日までの期間	毎年12月1日から12月31日までの期間における容量拠出金
その年の1月の計量日から同年2月の計量日の前日までの期間	毎年1月1日から1月31日までの期間における容量拠出金
その年の2月の計量日から同年3月の計量日の前日までの期間	毎年2月1日から2月28日（閏年の場合は2月29日）までの期間における容量拠出金
その年の3月の計量日から同年4月の計量日の前日までの期間	毎年3月1日から3月31日までの期間における容量拠出金

へ 容量拠出金割当調整額

容量拠出金割当調整額は、次の算式によって算定する金額とし、当社は、以下チの定めに従って、容量拠出金割当調整額の加減算により、その調整の大元となる容量拠出金割当料金の請求を受けたお客さまか否かに関わりなく、容量拠出金割当料金として当社がお客さまに請求した金額から当社が広域機関より請求される容量拠出金の金額を引いた金額（以下「容量拠出乖離額」といいます。）に係る調整を行うことができるものとします。なお、容量拠出乖離額が0円未満の場合は、容量拠出金割当調整額を同一料金期間に対して請求する容量拠出金割当基礎額に加算するものとし、容量拠出乖離額が0円以上の場合は、容量拠出金割当調整額を同一料金期間に対して請求する容量拠出金割当基礎額から減算するものとします。

容量拠出金割当調整額

$$= \text{契約電力}(\text{※1})(\text{※2}) \times \text{トに定める容量拠出金割当調整額単価}$$

※1：料金の算定期間の途中で契約電力を変更した場合は、当該算定期間中に適用された日数がより多い契約電力の値を適用いたします。

※2：ハのみなし契約電力の定めを同様に適用します。

ト 容量拠出金割当調整額単価

容量拠出金割当調整額単価は消費税等相当額を含む金額とし、当社が、容量拠出乖離額をもとに、各月の計量日から翌月の計量日の前日までの算定期間分として供給区域ごとに算出し設定します。なお、当社は、各算定期間において適用する容量拠出金割当調整額単価を、電磁的方法にて、原則として事前に（広域機関からの通知時期や料金計算の事務手続き上の都合等その他の事情によりやむを得ない場合は、金額確定後速やかに）公表いたします。

ニ 容量拠出金割当調整額の対象となる容量拠出乖離額

容量拠出金割当調整額の対象となる容量拠出乖離額は、その容量拠出金割当調整額を含む料金の算定期間に応じて、下表に定める各期間における容量拠出金に基づき算出する容量拠出乖離額とします。ただし、広域機関が、当社に対して過去に請求した容量拠出金を変更・修正した場合には、下表の定めにかかわらず、当該変更・修正により発生した容量拠出乖離額に係る調整を行うことができるものとします。この場合、当該調整は、原則として、当該変更・修正の通知を当社が受領した日が属する月の翌々の計量日から翌々々の計量日の前日までの期間を算定期間とする容量拠出金割当調整額にて行います。

容量拠出金割当調整額を含む料金の算定期間	容量拠出乖離額の算出元となる容量拠出金
その年の4月の計量日から同年5月の計量日の前日までの期間	・前年4月1日から同月末日までの期間における容量拠出金

	<ul style="list-style-type: none"> ・前年 8 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・前年 12 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金
その年の 5 月の計量日から同年 6 月の計量日の前日までの期間	<ul style="list-style-type: none"> ・前年 5 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・前年 9 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 1 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金
その年の 6 月の計量日から同年 7 月の計量日の前日までの期間	<ul style="list-style-type: none"> ・前年 6 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・前年 10 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 2 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金
その年の 7 月の計量日から同年 8 月の計量日の前日までの期間	<ul style="list-style-type: none"> ・前年 7 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・前年 11 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 3 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金
その年の 8 月の計量日から同年 9 月の計量日の前日までの期間	<ul style="list-style-type: none"> ・前年 8 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・前年 12 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 4 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金
その年の 9 月の計量日から同年 10 月の計量日の前日までの期間	<ul style="list-style-type: none"> ・前年 9 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 1 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 5 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金

その年の 10 月の計量日から同年 11 月の計量日の前日までの期間	<ul style="list-style-type: none"> ・前年 10 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 2 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 6 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金
その年の 11 月の計量日から同年 12 月の計量日の前日までの期間	<ul style="list-style-type: none"> ・前年 11 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 3 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 7 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金
その年の 12 月の計量日から翌年 1 月の計量日の前日までの期間	<ul style="list-style-type: none"> ・前年 12 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 4 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 8 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金
その年の 1 月の計量日から同年 2 月の計量日の前日までの期間	<ul style="list-style-type: none"> ・前年 1 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・前年 5 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・前年 9 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金
その年の 2 月の計量日から同年 3 月の計量日の前日までの期間	<ul style="list-style-type: none"> ・前年 2 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・前年 6 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・前年 10 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金
その年の 3 月の計量日から同年 4 月の計量日の前日までの期間	<ul style="list-style-type: none"> ・前年 3 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・前年 7 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金

	・前年 11 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金
--	----------------------------------

ホ 容量拠出金割当料金に対する個別の対応

当社は、前述の定めにかかわらず、当社の裁量により、容量拠出金割当料金について、事前にお客さまに電磁的方法にてその内容を通知することで、以下対応を行うことができるものとします。

(イ) 容量拠出金割当料金の一部または全部について、料金に加算しないこと

(ロ) 容量拠出金割当料金の一部または全部について、分割にて料金に加減算すること

ヘ 供給契約が終了した場合における容量拠出金割当料金の取扱い

供給契約が終了する場合、当社は、供給契約が終了した日時点における料金に加減算していない容量拠出金割当料金（リ(ロ)によるものに限ります。）の合計金額（以下「未履行反映額」といいます。）を、前述の定めにかかわらず、最終の料金請求時に一括して加減算いたします。なお、未履行反映額を減算する場合で、かつ未履行反映額が最終の料金の請求金額を超過した場合、当社は以下の方法により当該超過額の清算を行います。

(イ) 別途当社の定める時期までに、当社の定める方法にてお客さまに返金いたします。

(ロ) 当社は、お客さまの責めに帰すべき事由により(イ)の返金を行うことができない場合、電磁的方法にてお客さまに通知することで是正を求めるものとします。なお、当社が当該通知を発した後 6 ヶ月以内にお客さまがこれを是正しない場合（お客さまの責めに帰すべき事由により、当該通知がお客さまに到達しなかった場合を含みます。）には、当該期間が経過した時点をもってお客さまの当社に対する未履行反映額の返還請求権は消滅するものとし、お客さまは予めこれに同意するものとします。

(2) 適用期間

容量拠出金割当料金は、2024 年 6 月の計量日以降の算定期間における料金に適用します。

以上